

福祉給付金の請求をお忘れではございませんか？

当基金では、加入者やご家族の福利厚生の上昇を図るため福祉事業として福祉給付金「結婚祝金」「死亡弔慰金」の2つを支給しております。

結婚祝金

請求対象者

- 加入期間が1年以上の加入者が結婚したとき

請求期限

- 支給事由である事実が発生した日（入籍日）から2年以内

請求方法

- 結婚祝金請求書にご記入の上、会社の事業主を経由してご請求ください

結婚祝金請求書は  <https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/230412kekkon.pdf>

もしくは当基金ホームページの事務ご担当者へ▶届出の事務よりダウンロードしてください。

添付書類

- 婚姻届出事項の記載がある戸籍抄本（原本）

支給額

- 20,000円

支給日

- 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末（※金融機関が休日な場合は前営業日に繰り上げ）

死亡弔慰金

請求対象者

- 死亡した加入者または年金受給者のご遺族（配偶者、子、父母、または埋葬者）

請求期限

- 支給事由である事実が発生した日（死亡日）から2年以内

請求方法

- 【加入者】死亡弔慰金請求書にご記入の上、事業主を経由してご請求ください
- 【年金受給者】当基金にご連絡ください ☎098-876-7313

ご遺族の方へ死亡に関する手続きについてご案内いたします

死亡弔慰金請求書は  <https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/230412shibou-seikyuu.pdf>

もしくは当基金ホームページの事務ご担当者へ▶届出の事務よりダウンロードしてください。

添付書類

- 戸籍謄本（原本）
- 請求者の住民票（原本）
- 死亡した本人の住民票除票（原本）
- 請求者の振込先の通帳コピー
- 死亡届または死亡診断書（コピー可）

支給額

- 30,000円

支給日

- 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末（※金融機関が休日な場合は前営業日に繰り上げ）